

本年9月25日から

# 日豪AEO相互承認

が実施されます。

令和元年6月27日に財務省関税局と豪州国境警備隊（Australian Border Force）との間で署名されたAEO（Authorized Economic Operator：認定事業者）相互承認に係る取決めについて、日本と豪州において当該取決めの実施のための準備を行い、**本年9月25日から**実施することとしましたのでお知らせ致します。

## ベネフィットの概要

### 審査・検査の簡略化

- 日本のAEO輸出入者の貨物が豪州で輸出入される場合に、当該貨物に対する審査・検査が軽減されます。また、豪州のAEO輸出入者の貨物が日本で輸出入される場合に、当該貨物に対する審査・検査が軽減されます。

## ベネフィットの利用方法

### 1. 豪州における利用方法

- ① 日本のAEO輸出入者の方は、「日豪相互承認用コード」を各税関のAEO制度担当にご確認ください。
- ② 皆様の「日豪相互承認用コード」を豪州の取引相手にお知らせください。
- ③ 豪州の輸出入者がそのコードを豪州での輸出入手続の際に入力することで、皆様の貨物が豪州での輸出入手続において、相互承認のメリットを受けることができます。

### 2. 日本における利用方法

- ① 豪州のAEO輸出入者と取引を行う日本の輸出入者の皆様は、豪州のAEO輸出入者が保有する11桁のコードを相手方に確認してください。
- ② 11桁のコードを次ページのルールに従って12桁に変換してください。
- ③ 日本での輸出入申告の際に、輸出入者又は通関業者の皆様は12桁のコードをNACCSの海外仕出人・仕向人コード欄に入力することで、相互承認のベネフィットを受けることができます。

【参考：豪州のAEO輸出入者が保有するコード（11桁）の体系】

11桁の事業者ID：（例）12345678901

# 豪州のAEO事業者が保有する11桁のコード

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
規則	事業者ID(11桁)										

# 日本のNACCS用に12桁とするコードへの変換

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
規則	事業者ID(11桁)										
例	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	N <sub>6</sub>	N <sub>7</sub>	N <sub>8</sub>	N <sub>9</sub>	N <sub>10</sub>	N <sub>11</sub>



桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
規則	A	事業者ID(11桁)										
例	A	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	N <sub>6</sub>	N <sub>7</sub>	N <sub>8</sub>	N <sub>9</sub>	N <sub>10</sub>	N <sub>11</sub>

↑ **日本での輸出入手続の際にNACCSの海外仕出人・仕向人コード欄に入力する相互承認用コード**

ご不明な点は、各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

- 函館税関            電話：0138-40-4254
- 東京税関            電話：03-3599-6343
- 横浜税関            電話：045-212-6125
- 名古屋税関        電話：052-654-4169
- 大阪税関            電話：06-6576-3391
- 神戸税関            電話：078-333-3071
- 門司税関            電話：050-3530-8312
- 長崎税関            電話：095-828-8801
- 沖縄地区税関      電話：098-862-9291

